

令和5年8月30日

令和5年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥 羽 市 長

目

次

1	鳥羽市印鑑条例	・ ・ ・	1
2	鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例	・ ・ ・	2
3	鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例	・ ・ ・	3

新旧対照表

(件名) 鳥羽市印鑑条例 (平成3年条例第21号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(印鑑登録証明書の交付申請及び交付) 第14条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定にかかわらず、登録者であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カード (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号) <u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。</u>) の交付を受けたものは、当該カード又は移動端末設備 (電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。) を使用し、多機能端末機 (本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の操作により各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。) を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	(印鑑登録証明書の交付申請及び交付) 第14条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定にかかわらず、登録者であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カード (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号) <u>第22条に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。</u>) の交付を受けたものは、当該カードを使用し、多機能端末機 (本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の操作により各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。) を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例 (平成29年条例第16号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (博物館資料の館外貸出し) 第11条 博物館資料の館外貸出し（以下「館外貸出し」という。）は、原則として行わないものとする。ただし、次に掲げるものは、館外貸出しを受けることができる。 (1) 国立の博物館、<u>博物館法（昭和26年法律第285号）</u>第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第1項</u>の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの (2)～(5) (略) 2 (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2 <u>及び博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）</u>第18条の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (博物館資料の館外貸出し) 第11条 博物館資料の館外貸出し（以下「館外貸出し」という。）は、原則として行わないものとする。ただし、次に掲げるものは、館外貸出しを受けることができる。 (1) 国立の博物館、<u>法</u>第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの (2)～(5) (略) 2 (略)

新旧対照表

(件名) 鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第43号)

改 正 案 (新)				現 行 (旧)			
別表第3 (第12条関係)				別表第3 (第12条関係)			
区分			1時間当たりの金額	区分			1時間当たりの金額
メインアリーナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合		円 1,000	メインアリーナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合		円 1,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		10,000		営利又は宣伝を直接の目的とする場合		10,000
サブアリーナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	フロア	1,000	サブアリーナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	全体	1,500
		屋内ステージ	500			フロア	1,000
		屋外ステージ(壁面スクリーン及び付帯照明設備含む)	500			舞台	500
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	フロア	10,000		営利又は宣伝を直接の目的とする場合	全体	15,000
		屋内ステージ	5,000			フロア	10,000
		屋外ステージ(壁面スクリーン及び付帯照明設備含む)	5,000			舞台	5,000

改 正 案 （新）					現 行 （旧）								
トレーニング グループ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合			600	トレーニング グループ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合			600				
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合			6,000		営利又は宣伝を直接の目的とする場合			6,000				
(略)					(略)								
別表第 4 （第12条関係）					別表第 4 （第12条関係）								
名 称		基本単位			利用料金		名 称		基本単位			利用料金	
(略)					(略)								
鳥羽中央公 園相撲場	個人	2 時間につき		100	鳥羽中央公 園相撲場	個人	2 時間につき		100				
	団体			1,000		団体			1,000				
	入場料金等 を徴収する 場合		1 日につき	30,000		入場料金等 を徴収する 場合		1 日につき	30,000				
鳥羽中央公 園多目的グ ラウンド	入場料金等 を徴収しな い場合	2 時 間 に つき	一般	1,000	鳥羽中央公 園多目的グ ラウンド	入場料金等 を徴収しな い場合	2 時 間 に つき	半面	一般	1,000			
			小・中学校	500					小・中 学 校	500			
	入場料金等 を徴収する 場合		1 日につき	150,000				入場料金等 を徴収する 場合		1 日につき	全面	一般	2,000
									小・中 学	1,000			

改 正 案 （新）					現 行 （旧）										
鳥羽中央公園水泳プール	個人	一般	2時間につき	200				校							
		中 学 生 以 下		100											
	団体	午前9時から正午まで		6,000	鳥羽中央公園水泳プール	入場料金等を徴収する場合	1日につき		150,000						
		午後1時から午後5時まで		8,000			一般	2時間につき	200						
		1日につき		14,000					中 学 生 以 下	100					
	団体	午前9時から正午まで		6,000											
午後1時から午後5時まで		8,000	鳥羽中央公園水泳プール	団体							午前9時から正午まで		6,000		
1日につき		14,000									午後1時から午後5時まで		8,000		
					1日につき		14,000								
別表第5（第12条関係）															
区分		1時間当たりの金額			区分		1時間当たりの金額								
メインアリーナ		円 4,200			メインアリーナ		円 4,200								
サブアリーナ	フロア	1,400			サブアリーナ	全体	2,100								
	屋内ステージ	700				フロア	1,400								
舞台						700									

改 正 案 （新）		現 行 （旧）	
トレーニングルーム	600	トレーニングルーム	600
(略)		(略)	